

医療的ケア児の通学支援の実施を求める意見書

昨今、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児）が増加しており、その態様も様々であることから、医療的ケア児及びその家族が個々の状況に応じた適切な支援を受けられるよう各種体制を整備することが重要課題となっており、本市としてもその体制整備を進めているところである。

国においては、医療的ケア児の日常生活を社会全体で支えるという理念の下「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月から施行されている。

そのような流れの中で、学校教育においては、インクルーシブ教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に関わる支援が行われることが求められており、近隣都県においても、学校現場における医療的ケアの実施に関わる環境整備は一定程度進展している。

現在、千葉県では、医療的ケア児が千葉県立特別支援学校に通学する際、喀痰吸引や人工呼吸器による呼吸管理等、看護師等による見守り及び処置が必要な児童生徒がスクールバスに乗車することは認められておらず、こうした医療的ケア児が通学するには、家族らがマイカー等を利用して送迎せざるを得ない状況にある。このような場合には、経済的負担もさることながら心理的負担も大きく、マイカーを有しない家庭の場合には教育機会の確保そのものが困難となっている。

よって、本市議会は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を鑑み、千葉県及び国に対し、下記事項について早期に実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 千葉県に対し、医療的ケア児の通学に関し、保護者等の負担軽減と医療的ケア児本人の社会的自立に向けた支援の観点から、通学時の看護師等による医療的ケアの実施を前提としたスクールバスの利用、あるいは医療的ケアの個々の状況に応じたスクールバス利用に代わる通学手段の確保など、医療的ケア児の通学支援の実施をすること。

2 国に対し、等しく国民が教育機会を確保することができるよう支援実施に必要な財政負担をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

文部科学大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

千葉県知事